

## 高橋昌明氏『武士の日本史』

(岩波新書、二〇一八年五月)

岩田 慎 平

はじめに―本書の構成(章立て)と概要―

これまで伊勢平氏を主な素材として、武士成立史や平家政権に関する研究をリードしてきた著者による新刊は、武士をテーマとした一般書である。著者によるこれまでの一般書は、平家や平安京に関するものであったため、武士を叙述の中心に据えたものの刊行は待望久しい。これまで著者が専門として扱ってきた古代・中世のみならず、近世、近代までの武人・軍人や関連する様々な事象をも取り上げた武士の通史となっている。以下に本書の構成と、各章の概略を記す。

## 序―時代劇の主役たち

## 第一章 武士とはなんだろうか―発生的に

1 武士という芸能人 / 2 武士の発生史 / 3 武士たちの系譜とその

## 展開 / 4 武力の暴走

本章では、武士が騎射を中心とした武芸に携わる「芸能人」であるとして、その草創期から兵の家の成立期までを論じている。

## 第二章 中世の武士と近世の武士

1 平安末期の内乱と幕府 / 2 国家守護を担うもの / 3 室町・戦国時代の武家と武士 / 4 豊臣政権から幕藩体制へ

ここでは、国家守護権に代表される武士の社会的役割とそれによる地位上昇などについて、「六波羅幕府」の問題などとともに論じられている。また、室町期

以降江戸幕府成立期までの武士も論じられているが、そこでは国家守護権の問題は後景に退いている。

## 第三章 武器と戦闘

1 中世前期の戦闘の様相 / 2 刀にかんするあれこれ / 3 鎧と鉄砲と城―戦国の合戦から / 4 実戦の体験と泰平の武士

この章では、甲冑、馬、刀剣、鎧・鉄砲、城郭と武士の戦闘の特徴について述べられている。とくに近世の武士は実戦に不慣れであったという実態についても、いくつかの事例を取り上げて紹介されている。

## 第四章 「武士道」をめぐる―武士の精神史

1 古代・中世における武士の素顔 / 2 治者としての倫理学 / 3 『葉隠』武士道について / 4 東アジア世界からみた武士の思想と切腹

ここでは、古代・中世・近世の武士の思想のあり方を示す様々な言説が取り上げられている(ただし時系列的な段階差にはやや乏しい)。また、切腹という作法とその特異性についても取り上げられている。

## 第五章 近代日本に生まれた「武士」―増殖する虚像

1 武士が軍制改革の邪魔になる / 2 士族の政権としての明治政権 / 3 『日本戦史』の編さん / 4 近代武士道の登場 / 5 武道・武士道・やまとだまし

ここでは、近代国家が軍制を構築するにあたって武士という存在がどのように変容を遂げたのかについて述べられている。支配層としての継続が目される一方で、理想化された武士像が呪縛として近代社会に流通した模様などにも触れられている。

## 終章 日本は「武国」か

1 武国意識の成立 / 2 魔よけとしての武、行財政マンとしての武士 / 3 「勇敢さ」と人命の浪費

終章では、日本社会における武の気風の重視と裏腹の人命軽視の風潮などにつ

いて、通時代的に紹介されている。そのほか、武士による辟邪の役割や行財政への関与についてもここで取り上げられている（ただし、近年の研究で注目されている武士の文官的側面への注目は薄い）。

## 文献一覧

あとがき

（二〇一八年五月二二日第一刷発行、本体八八〇円＋税）

以上、概要のみからも明らかのように、本書は長く武士論研究をリードしてきた著者が、武士を通時代的に捉えようとする壮大な意欲作であるといえよう。

その一方で、展開を急ぎすぎたためか、ところどころやや強引に見える結論が示されていたり、あるいはこれまで少なくとも批判が寄せられた著者の自説を、その批判に充分回答せぬまま再提示しているような箇所も見受けられる。

本稿では、上記のような問題点のなかから、武芸と軍役、さらに従来から著者が提唱する「国家・王権による武士の認定」などの問題を取り上げながら本書を検討したいと思う。

## 一 武士と武芸・軍役

まず本書でも大きく取り上げられている武芸について。

著者によれば、武芸を磨いたところで公認が得られなければ「武士」とは認められないようである（本書三三頁）。このことはつまり、武芸そのものの優劣は必ずしも武士であることの裏付けとはならない、という論旨だと判断できる。ならばかくも武士であるかどうかの裏付けとしては不十分な武芸（騎射のほか、鎗、剣道、武具なども含む）というものに、なぜ著者は本書全体を通じて注目したのであるのか。

この点については、本書でも取り上げられていた別の材料に注目する方法を採

るべきではなかったかと思われる。すなわち本書でも指摘されているように、武芸のなかでも騎射は武士という職業を象徴する技能であり、しかもその技能の習得において経済基盤や政治的地位の確保が強く求められるものであった（本書二三頁）。武具・馬具その他の必要な備品の調達のためには、それらの条件を必要としたからである。ならば武士の存在形態を考えるうえで注目すべきは、騎射という武芸そのものではなく、その習得を可能とする経済基盤や政治的地位だったのではないか。それこそが、武の専門家たる武士と、単なる武装者とを区別し、武士の成立・発展の鍵となる要素だったと見られるからである。

近年の武士論研究でも明らかにされたように、武士は中央の政治権力と結合することでより安定した所領支配を実現できたのだが、<sup>②</sup>このことは、本書でも示された騎射に代表される武芸の習得の実現という面と、符号する現象であったといえよう。

つまり、本書全体を通じて注目すべき要素を「武芸」とするよりも、「中央の政治権力との関係」とすることによって、武士の成立・発展をより整合的に説明することができるし、さらに時代的変遷に関する論点もより明確に示すことができたのではないかと思われるのである。各時代にわたる多様な材料が挙げられていただけに、それらを総合的に説明しうる論点（しかもそれは研究史上未知なるものではない）が本書で示されなかったことは残念でならない。

さらに本書でも触れられていたテーマの中で全体を貫く軸となりそうなものを他にも探してみると、「軍役」というものに気付く。もちろん本書一四六頁でも触れられているが、それはあくまでも戦闘員・非戦闘員の人的動員に関するものであって、内裏守護や各種番役などといった時代ごとの武士のアイデンティティと関わるようなものではない。

近年の武士論研究では、武士が武士と認められるには傍輩からの相互認知を受けることが重視されたのだと指摘されている。<sup>③</sup>そしてその相互認知が行われるのは、大番役をはじめとする各種軍役の機会や在京活動を行う京都など、いずれも

武士としての活動において重要な機会および場所においてであった。つまり、武士が武士であると認められる上で、従事する場所も含めた「軍役」が重視されるというのである。

著者が、武芸の習得や武装のみでは武士とは認められなかった（武士と見なすことはできない）と主張するならば、時代ごとの「軍役」に注目することはその主張にも十分に合致したと考えられる。

この「軍役」を、古代から近世まで時代順に概要を示すならば以下のような。すなわち、古代における争乱や追討への起用にはじまり、中世前期の院による軍事動員は鎌倉期における内裏大番役などに接続する。その後、室町期には王権と一体化した室町殿を圍繞する大名による動員などが行われ、戦国大名と国人との関係を経て、参勤交代<sup>⑦</sup>などが創出される。このような時代ごとの「軍役」の変遷を辿っていくことで、武士の特徴とその時代ごとの変容も捉えやすくなったのではないだろうか。すなわち、国家的な軍事動員に、誰が、どのように応ずるか、という点に注目することが、従来から著者の主張する武士の定義とも合致しつつ本書全体を通じた軸になりえたと思われる。無論、本書で武芸に注目したのは一般読者の関心や便宜に寄り添ったためかもしれないし、著者のこれまでの業績を振り返れば、その関心の中心には国家的な軍事動員とその担い手としての武士があることを察することはできる。しかし、著者はそれを「国家・王権による武士の認定」という指摘に集約しすぎてしまったのではないだろうか。<sup>⑧</sup>

それでは次にその「国家・王権による武士の認定」に関する問題を考えてみたい。

### 三 「国家・王権による武士の認定」について

次に、従来からの著者の主張で、本書においても重要な論点となっている「国家・王権による武士の認定」についても検討しておきたい。

高橋氏『武士の成立 武士像の創出』所収の「付論 武士発生論と武の性格・機能をめぐって」には以下のような記述がある。<sup>⑨</sup>

しかし、これ（引用者註、武の専門家という社会的分業の視角）だけでは、まだそのような分業とそれを自らの職能として担う専門家集団が存在する国家的・社会的理由は明らかになっていない。また彼らがどこから生まれ、その認知を最終的に誰がどのようにするのかも、不明である。彼らを貴族から百姓までの武装せる人々と区別するものは何かについて、明快な視点や指標が必要となっている。（傍線は引用者）

武士の武士たる認定は国家・王権が行うものであるというのは著者の主張の柱となっている。その著者自身も、「国家・王権による武士の認定」において「明快な視点や指標」の必要性を指摘していたのだが、この記述以後もそれに関する具体的な解答は示されていない。

著者はその指標として武官への任命などを挙げるのだが、本書六一頁でも紹介されている藤原範基は、武官を帯びているにも関わらず武士とは見なされていない。帯刀長から左衛門尉を経て受領となるなど武官を歴任しているにも関わらず、彼は武士の家系ではない者が「好<sup>⑩</sup>武芸」として「万人所不<sup>⑪</sup>許」と評されている。武官を帯びても他者から武士とは見なされないという事例は他にも確認できるから、少なくとも古代末期から中世前期の社会において、武官を帯びることが「国家・王権による武士の認定」の存在やそれを受けたことを裏付ける指標であったとは言えないのである。このことは、「国家・王権による武士の認定」が行われたとする著者の主張のまさに弱点といえるが、これは本書においても克服されていない。

また、武官への任命などをもって武士の認定とする律令国家の「武士」や武官系武士の段階と、武芸を家職とする武士の家が成立して以降の段階とは、「国家・王権による武士の認定」のあり方も異なるのだと著者は主張するかもしれないが、両者の段階差については本書でも明確にはされていない。したがって、各時

代における「貴族から百姓までの武装せる人々」と「武士」とを分かつ指標を示すことは、本書においても実現できていないと判断せざるをえない。<sup>12)</sup>

ところで、著者が主張する「国家・王権による武士の認定」というものに関しては他にも問題がある。著者は、重代相伝の武士ではない貴族が武士化したり、あるいは武士化しないまでもそれが武士を率いるようなケース<sup>13)</sup>が少なからず存在するのを、軽視しすぎているのではないだろうか。中世前期における武士が「武の専門家」であることは当然だとしても、騎射に代表される専門技能を習得するだけではその生業を維持することはできず、それよりもむしろ政治的地位や中央の有力者との関係こそが重要であると考えられるのは本稿でも再三確認したとおりである。そしてこのことは、既に重代相伝の武士が多く存在する時代の十二世紀以降も、武士ではない（著者の定義に従えば、国家・王権から公認されたという確証が得られない）中・下級の貴族が地方へ下向し、その政治的地位や中央の有力者との関係を活かしてやがて武士化する動きもあることから裏付けることもできよう。<sup>14)</sup>つまり、一定の政治的地位や中央の有力者との関係を有していれば、かりに専門技能である武芸では遅れをとっていても、調停者などとして現地に臨むことで、やがてその地域で武士として発展していく可能性が充分にあり、それを実践したものが少なくなかったのである。著者の主張によれば、武芸を職能とする家に生まれたわけでも、必ずしも武官を帯するわけでもないこれらの人々は、単なる「武装せる人々」として著者による武士成立史の研究の範疇から除外されてしまうのかもしれないが、それでは武士論として捨象する部分があまりにも大きくなってしまふのではないだろうか。武士と一般の貴族との同質性<sup>15)</sup>にも関心が向けられているという近年の研究状況を鑑みると、著者のいう「国家・王権による武士の認定」という概念では説明できない事象にも目を向けて、より整合的に理解する方法を探る必要があると思われる。

## おわりに

本書は、「武士に関する研究をできるだけ平易に紹介し、読者が意外な武士像を発見して、ひいては日本の歴史について常識にとらわれない新鮮な見方が可能となるように」として構想されたものである。多様な視点や材料を読者に提供し、武士を多面的に取り上げて通俗的な認識を打破しようという意欲に満ちた本書に対して、あまりにも枝葉末節に拘泥した批判を述べてしまったかもしれない。しかし本稿でも述べたように、従来から積み残された課題は少なくないと思われるのである。本書で著者が注目した武芸そのものよりも、その習得を可能とする経済基盤や政治的地位、さらにそれを習得した者たちがどのような形で動員される（軍役を受ける）のか、という点に注目してこそ、武士の通時代的考察への展望が開かれるものと考えられる。本書が今後の武士論研究——とくに通時代的な研究——に向けての契機となり、本稿もそれに幾許か寄与できるならば望外の幸いである。

## 注

① 野口実「十二世紀末における阿波国の武士団の存在形態——いわゆる「田口成良」の実像を中心に——」『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』二七、二〇一四年。

② この点については、地方で活動する武士といえど、官位に象徴される政治的地位や中央貴族との提携関係がなければ、近隣で競合する他の武士たちの濫行・押妨を阻止することができないことから明らかである（相模国大庭御厨における鎌倉氏や下総国相馬御厨における千葉氏など。野口実『坂東武士団の成立と発展』戎光祥出版、二〇一三年、初出一九八二年）。もし一時的に防禦することができたとしても、やがては中央から任命された「追討使」が派遣され、降伏や滅亡を余儀なくされてしまう。つまり、政治的地位や中央貴族との提携関係のない農業民などが武芸を磨いたところで、武士として生計を立てていくことはできないのである。

- ③ 高橋典幸「武士にとつての天皇」『鎌倉幕府軍制と御家人制』吉川弘文館、二〇〇八年、初出二〇〇二年。野口実『源氏と坂東武士』吉川弘文館、二〇〇七年。
- ④ 元木泰雄『武士の成立』吉川弘文館、一九九四年。
- ⑤ 長村祥知「中世前期の在京武力と公武権力」『日本史研究』六六六、二〇一八年。
- ⑥ 吉田賢司『室町幕府軍制の構造と展開』吉川弘文館、二〇一〇年。
- ⑦ 丸山雍成『参勤交代』吉川弘文館、二〇〇七年。同書でも指摘されているように、参勤交代は従来の在京活動とも比較できる当該期の武士にとつて重要な軍役であるはずなのだが、どういふわけか本書では触れられていない。
- ⑧ なお、本書は「武士に関する研究をできるだけ平易に紹介」することを標榜する一方で、著者以外にも多数が従事する近年の武士論研究の成果が、必ずしも適切に反映されていない箇所も散見される（所領を含む地域支配の実態や、一族内での分業や分裂など）。
- ⑨ 東京大学出版会、一九九九年、一六五頁。
- ⑩ 『小右記』治安元年（一〇二二）十月二十八日条、同万寿五年（一〇二八）七月二十四日条、同長元三年（一〇三〇）九月二十六日条。
- ⑪ 『吾妻鏡』建保六年（一一一八）十二月二十六日条に所見する二階堂基行など。
- ⑫ なお、先述のように近年は武士がそれと認められる上で、高橋氏が主張するような公権力からの認定よりも、同じ武士からの相互認知が重視されている（前掲注③）。この相互認知を行う場が、諸国衙や都市であり、その際にはこれまでの家の経歴や譜代図なども利用されたはずである（石井進『石井進著作集第五巻 鎌倉武士の実像』岩波書店、二〇〇五年、初出一九八七年）。

- 著者は、兵杖の許可や武官への任命、代々武芸を継承していることなどを公権力からの認定の徴証とするが、認定について「明快な視点や指標」が示されていないことは著者自身も認めるところであり、さらにそれらの具体的手続きの実態などについても明らかにされてはいない。
- ⑬ 下野国の宇都宮氏など（野口実「豪族の武士団の成立」〈元木泰雄編『日本の時代史七院政の展開と内乱』吉川弘文館、二〇〇二年〉）。
- ⑭ 藤原信頼、藤原成親、藤原頼輔など（元木泰雄『保元平治の乱 平清盛勝利への道』角川学芸出版、二〇一二年、初出二〇〇四年。同『平清盛と後白河院』角川学芸出版、二〇一二年）。
- ⑮ 前掲注③野口氏論文。
- ⑯ 田中文英「高橋報告への感想・意見」『日本史研究』四二九、一九九八年。このなかで田中氏は、①国家・王権から公認されたとされる武士のみならず、権門貴族の家産機構内部の武力組織に着目する必要性と、②高橋氏がかつて「武士と在地領主とを一旦切り離す」（平安末内乱期における権力と人民）『日本史研究』一二四、一九七二年」という方法をとったことに対する十分な回答が得られていないことを既に指摘している。
- ⑰ 長村祥知氏は、武士職能論による成果として「（武士と貴族の親近性）の指摘」を挙げている（「治承・寿永内乱期の在京武士」『立命館文学』六二四、二〇一二年）。この武士職能論は高橋氏自身が牽引してきた議論である。
- ⑱ このほかにも、武士の文化的活動に関する研究成果なども盛り込まれているとは言い難い（小川剛生『武士はなぜ歌を詠むか』角川学芸出版、二〇一六年、初出二〇〇八年、など）。

（愛川町郷土資料館主任学芸員）